電気通信事業法第２６条に基づく説明書

２０２４年7月１日

ＯＮＳ株式会社

本書面は、ONS 光(回線サービスと電話サービスがあり、以下、回線サービスを「本サービス」、電話サービスを「本電話サービス」といいます)をお申込みいただくにあたり、重要事項を説明するものです。また、ONS 光のご利用においては本説明書記載内容に加え別途定める約款（https://onsholdings.jp）があわせて適用されますので、必ず約款もご確認下さい。

１　事業者の名称及び所在
ＯＮＳ株式会社
〒331-0812　埼玉県さいたま市宮原町３丁目 337－2 桜ガーデン宮原３Ｆ

２　お問い合わせ先
電話　　：0120-302-232
対応時間　：9:00～18:00（土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く）

３　本サービス（回線サービス）の内容
(1)サービスの名称：ＯＮＳ光
(2)種類・内容　　：東日本電信電話株式会社(NTT 東日本)及び西日本電信電話株式会社(NTT 西日本)の IP 通信伝送設備を用いた FTTH インターネットサービス
(3)　サービス品質
①　後記表記載の通信速度は理論上の最高速度であり、この通信速度が保証されているものではありません。また、お客様の通信環境や接続の時間帯、ご使用の端末の仕様等やネットワーク工事等によって、通信速度の低下や接続の中断が発生することがあります。
②　本サービスは、NTT 東日本・西日本から提供されるネットワークを複数のお客様で共有するサービスです。そのため、品質については、ネットワークの混雑状況によって低下する場合があります。また、なるべく多くのお客様へインターネットを快適な状態・環境で利用していただくため、通信経路が混雑した場合等、通信速度を一時的に制限することがあります。
③　無線通信利用における最大通信速度は、ホームゲートウェイと Wi-fi 対応機器間における規格上の最大値であり、実使用速度を示すものではありません。
④　無線 LAN 区間に電波を通しにくい遮蔽物等が存在する場合、静電気・電波障害などが発生する場合、同じ無線周波数帯が存在する場合など、お客様のご利用環境によって通信ができない、または通信速度が大幅に低下することがあります。なお、セキュリティについてはお客様ご自身の責任であり、当社はセキュリティに起因して生じたトラブルの責めを負いません。
(4)　サービス提供速度及び本サービスの料金
①　本サービスの提供速度及び月額料金(別途消費税)は、以下のとおりとします（2024 年 6 月 1 日現在)。

番号	サービス名称	最大通信速度	月額料金
1	ONS 光ファミリー・クロスタイプ	１０Ｇｂｐｓ	5,900 円
2	ONS 光ファミリー･ギガタイプ	１Ｇｂｐｓ	5,200 円
3	ONS 光ファミリー･ギガタイプ(Wi-fi 付)	１Ｇｂｐｓ	5,500 円
4	ONS 光ファミリー･ハイスピードタイプ	２００Ｍｂｐｓ	5,200 円
5	ONS 光ファミリータイプ	１００Ｍｂｐｓ	5,200 円
6	ONS 光マンション･ギガタイプ	１Ｇｂｐｓ	3,800 円
7	ONS 光マンション･ギガタイプ(Wi-fi 付)	１Ｇｂｐｓ	4,100 円
8	ONS 光マンション･ハイスピードタイプ	２００Ｍｂｐｓ	3,800 円

なお、各プランは、通信量による月額料金の変動はありません。　②　本サービス新規申込の場合、回線開通工事を完了した日が利用開始可能日となります。
転用及び事業者変更の場合は、申込後に当社から通知した回線開通の日が利用開始可能日となります。
③　利用開始可能日以降、料金のお支払いが必要となります。毎月１日以外の日に利用開始、品目・プラン等の変更及び契約の解除があったときは、各料金は日割計算します。
④　本サービスの各月の利用料金は、お客様名義の預金口座から自動振替の方法でお支払いいただきますので、預金口座振替の手続に必要な書類をすみやかに当社宛にご提出下さい。
⑤　何らかの理由で口座自動振替の方法で支払うことができない、或いはできなかった利用料金(契約料・工事料金等を含む)については、当社からの請求額を、当社が指定した預金口座宛に指定期限までにお振り込み下さい。

(5)　月額利用料以外にかかる料金（2024 年 6 月 1 日現在）
①　初期費用
新規回線契約料：18,000 円
転用手数料：3,000 円
事業者変更手数料：3,000 円
移転手数料：3,000 円
②　回線工事費：20,000 円
上記工事費は代表的な工事の場合の例です。工事の内容によっては、別途工事費のかかることがあります。また、土日祝祭日に施工した場合は、別途所定の休日料金が必要となります。
③　手続手数料
プラン変更時：3,000 円
(6)　最低利用期間
本サービスの最低契約期間は、利用開始可能日から 2 年間を経過する日までとなります。
(7)　期間満了による契約の終了或いは更新
契約期間満了によって本サービスを更新せずに終了する場合は、当社に対し、契約期間満了日の 2 ヶ月前までに、書面で更新拒絶の通知をする必要があります。この更新拒絶の通知がなされないときは、本サービスは、契約期間を 2 年間として自動更新されます。
(8)　中途解約及びプラン変更並びに違約金
①　契約期間内に本サービスを中途解約する場合、または、プラン変更をする場合、ご希望の解約日またはプラン変更日の 2 ヶ月前までに書面で申し出る必要があります。
②　契約期間内に本サービスを中途解約する場合、または、何らかの理由によって本サービスが解除・解約された場合、利用料金とは別に、利用料金の 1 ヶ月分に相当する違約金(別途消費税相当額が必要)のお支払いが必要となります。また、これとは別に事業者変更手数料のお支払いが必要となることがあります。
②　当社は、3 ヶ月以上前に書面で通知することにより、本サービス解約することができます。

(9)　初期解除制度
本サービスの契約書面の受領日もしくは利用開始可能日のいずれか遅い日を起算日として 8 日間が経過するまでの間は、書面で通知することにより、本サービスを解除することができます。ただし、初期費用、各申込手数料、各工事費用及び利用日数に応じた利用料金のお支払いは必要となります。
(10)　契約の成立
本サービスの契約成立は、お申込みをいただいた日をもって成立するものとします。ただし、お申込みに不備がある場合や約款に定める当社が承諾しない場合に該当するときは、成立しないことがあります。
(11)　利用停止
各種料金その他の債務をお支払いいただけないとき、約款の規定に違反する行為があったとき、必要なご協力をいただけないときは、本サービスの一部または全部の利用を停止することがあります。
(12)　契約の解除
各種料金その他の債務を期限までにお支払いいただけないとき、約款の規定に反する行為があったとき、その他約款に定める事由に該当するときは、本サービスの契約を解除することがあります。
(13)　免責
当社は、本サービス適用に係る設備、電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事において、契約者に関する土地、建物または工作物等に損害を与えてしまった場合でも、やむを得ぬ理由があったときは、その損害の賠償をしません。
(14)　約款の確認義務
本サービスの契約内容の詳細は、当社 Web サイトに掲載している約款（https://onsholdings.jp）に規定されていますので、必ず約款をご確認いただき、その内容を了解したうえで本サービスをお申し込みください。また、約款の書面での交付を希望される場合はその旨お申し出ください。

４　本電話サービス(ONS 光電話サービス)の内容
(1)　サービス概要
①　本電話サービスは、NTT 東日本・西日本から卸電気通信役務の提供を受けて提供する FTTH 回線を利用した IP 電話サービスです。
②　本電話サービスをご利用されるには、当社が提供する本サービス(回線サービス)のご利用が必要です。
③　本電話サービスは、以下のお申込みをすることにより利用できるサービスです。
・新規申込
・転用：NTT が提供するＩＰ電話サービス「ひかり電話」をすでに利用されているお客様が本電話サ

ービスへ契約を切り替える申込
・事業者変更：NTT から卸電気通信役務の提供を受けている事業者(以下「光コラボ事業者」といいます)で利用している FTTH アクセス回線から当社の FTTH アクセス回線へと契約を切り替える申込をする際、光コラボ事業者または NTT で利用されている「ひかり(光)電話」サービスを本電話サービスへ切り替える申込
④ その他の詳細については、別途定める規約をご確認下さい。

(2) 本電話サービス利用料金(2024 年 6 月 1 日現在)
① 初期費用（新規申込の場合）
本サービス（回線サービス）と同時申込された場合は、本電話サービスの基本工事費等(交換機工事費を含む)の初期費用は、本サービスの初期費用（上記(5)①）及び回線工事費（上記(5)②）に含めることとします。
なお、建物、設備等の都合で一般的な工事内容・方法を超える特別な工事を必要とする場合、本サービス（回線サービス）を申込まずに本電話サービスのみをお申込みの場合は、初期費用或いは工事費が必要となる場合がありますので、個別に提示し、契約書面に明記させていただきます。
注）お客様が本電話サービスをお申込みにならなかったとしても、本サービス（回線サービス）の初期費用（上記(5)①）及び回線工事費（上記(5)②）が減額されることはありません。
② 初期費用（NTT が提供する「ひかり電話」からの転用、または事業者変更の場合）
本サービスと本電話サービスを同時に転用または事業者変更される場合、本電話サービスの事務手数料はいただきません。
③ サービスプランの種類及び月額基本料金(消費税相当額は除く。2024 年 6 月 1 日現在)

下記月額基本料金に加え、通話料、ユニバーサルサービス料等がかかります。また、別途オプションサービスをお申込みの場合は、その月額利用料がかかります。オプションサービスの利用料詳細は、お申込書記載の金額をご確認下さい。

	サービス名称	月額基本料金	概要
1	光電話基本プラン	最大 500 円	
2	光電話アドバンストタイプ	最大 1,500 円	基本プランに、①ﾅﾝﾊﾞｰﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ、②ｷｬｯﾁﾎﾝ、③ﾅﾝﾊﾞｰﾘｸｴｽﾄ、④迷惑電話お断りｻｰﾋﾞｽ、⑤ﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟ、⑥着信お知らせﾒｰﾙの付加サービスと一定額の無料通話がついている
3	光電話オフィスタイプ	最大 1,300 円	法人向。1 契約で最大 8 チャンネル 32 番号使用可能
4	光電話オフィスアドバンストタイプ	最大 1,100 円	法人向。1 契約で最大 32 チャネル・7000 番号使用可能。事業所間の通話が無料。

(3) サービス内容に関する注意事項
① 本サービス（回線サービス）で提供するインターネット回線が何らかの理由でご利用いただけないときは、本電話サービスもご利用いただけません。
② 本サービス（回線サービス）のインターネット接続が何らかの理由で切断されたときは、本電話サービスの通話も切断されます。
③ 一部電話番号や事業者指定番号については通話できない番号があります。
④ 緊急通報番号（110／119／118）宛にダイヤルした場合、発信者番号通知の設定にかかわらず、契約者の住所・氏名・電話番号を接続先相手に通知します。
⑤ 利用料の発生するサービスや定額料金の発生する割引サービス等の電話サービスにご加入の場合、必要に応じ、お客様ご自身でこれらのサービスの利用終了等の手続を行って下さい。
⑥ 着信転送サービス、着信課金サービスなど、通常の加入電話における同種のサービスとは一部機能が異なります。

(4) 番号ポータビリティに関する注意事項
① 番号ポータビリティが利用できない場合があります。また、NTT 加入電話等の利用休止もしくは契約の解除をしていただく必要があります。その際、NTT に対し、工事費等のお支払いが必要になることがあります。
② 1 番号ごとに移行工事費 3,000 円がかかります。

(5) 申込にあたっての注意事項
本電話サービスの提供地域内であっても、設備状況等の調査結果によっては、お客様からのお申込みを受けられない場合があります。

(6) 転用における注意事項
① NTT が提供している「フレッツ光」および「ひかり電話」をご利用の場合、「フレッツ光」を当社の提供する本サービスに転用すると、「ひかり電話」もあわせて転用となります。
② NTT において「ひかり電話安心プラン」、「ひかり電話もっと安心プラン」等、お客様が契約されているプランによっては、本電話サービスへの転用申込に先立ち、お客様から NTT に契約されているプランの変更・廃止などの申請をしていただく必要があります。
③ NTT 東日本の付加サービスセット割引が適用されている場合は、転用に伴い同割引サービスが解約されます。
④ 転用できないことがあることを予めご了解ください。
⑤ NTT が提供している「ひかり電話Ａ」をご契約のお客様が本電話サービスに転用した場合、「ひかり電話Ａ」月額基本料に含まれる無料通話料分を本電話サービスへ繰り越すことはできません。

(7) 事業者変更の場合の注意事項
① NTT が提供する「ひかり電話」を NTT または光コラボ事業者でご契約のお客様は、本電話サービスとして継続でご利用できます。ただし、「ひかり電話安心プラン」、「ひかり電話もっと安心プラン」等、お客様が契約されているプランによっては、申込に先立ち、お客様から NTT に契約されているプランの変更・廃止などの申請をしていただく必要がありますので、必ず、お客様ご自身で確認及び手続をしてください。
② NTT が提供している「ひかり電話Ａ」をご契約の場合、「ひかり電話Ａ」月額基本料に含まれる無料通話料分を本電話サービスへ繰り越すことはできません。

(8) 工事に関する注意事項
① 利用場所や設備状況、工事の混み具合により、利用開始可能までの期間が異なります。
② お客様の設備環境によって作業員の訪問工事の要否が異なります。なお、作業員の訪問が必要な場合は、お客様の立会が必要となります。
③ 作業員の訪問工事が不要の場合、ご利用予定場所へ NTT から通信器機が送付されることがあります。この場合、送付を受けた機器を必ず受領し、説明書の記載に従って工事予定日の前日までに接続を完了し、電源を入れておいてください。
④ 各種付帯サービスをご利用している場合、必ず、本電話サービスにおいて継続利用が可能か否か、その場合に必要な手続をお客様ご自身で確認、手続をしてください。

(9) 本人確認について
① 電気通信番号計画において最終利用者の確認が求められる役務に関する付加サービスをお申込みの場合、本人特定事項及び活動拠点の確認が必要となります。
② 本人確認が完了しない場合、本電話サービスまたは付加サービスはご利用いただけません。また、本人確認の完了しない期間が継続した場合、本電話サービスのお申込みをキャンセルさせていただくことがあります。

(10) 国際通話について
① お手続きをしていただくことにより国際電話の発信規制をかけることができます。
② 国際電話では、発信者番号通知機能を使用できないことがあります。

(11) 解約時の機器返却について
① 当社がレンタルで提供している機器は、お客様ご自身で返却ください。返却がない場合、違約金のかかることがあります。
② 機器の撤去工事が必要な場合、工事業者が当該器機を回収いたします。

(12) 初期解除制度の不適用
本電話サービスの契約には、本サービス(回線サービス)とは異なり、初期解除制度は適用されません。

以上